

第7回大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画（案）に係る説明会

■日 時：令和4年1月31日(月) 15:00～16:45

■場 所：ATC Os 棟南館6階 コンベンションルーム1

【質疑応答 概要】

司会 : それでは、これより、質疑応答に移らせていただきます。できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、ご質問は、発言機会1回につき、お一人様ひとつとし、簡潔にご発言いただけますよう、よろしくお願いします。では、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

質問者1 : 私は、この近くのポートタウンに住んでいます。40年近く住んでるんですけど、このポートタウンとコスモスクエアの地域でですね、2万数千人の人が住んでるんですね。コスモから地下鉄が伸びれば、一駅でカジノの会場まで行けるといふ距離なんですね。

私は、心配してるのは、このコスモポートの地域が、環境悪化、治安の悪化とか、韓国のカンウォンランドの近所の街をね、テレビなんかでよく見るんですけども、あの風俗店とか質屋が立ち並ぶ街になるんじゃないかという心配があって、今日、説明会に来させてもらったんです。

その辺の説明が、まだ、十分でなかったんで、不安が解消されてないんです。できれば、この地域の中で、昼間じゃなくて、土曜日、日曜日とか夕方とか、みんなが参加できるところで、もう1回説明してほしいなと思います。

質問を一つ。この負の面が、全然説明されてないんですけど。

35年間の中で、自治体の長が変わってから契約を解除したら、業者から損害賠償がされるという条項がついてるというふうに、報道されてるんだけど、その辺の説明が全くなくてですね。逆にね、こういう世界的な流れはカジノが、オンラインカジノに変わって行って、巨大な建物の中に閉じ込めてやるというのが変わっていった中でね、仮に、カジノが実施されて、途中で業者がね、もう、やんぴやとなった時に、業者にペナルティを課せられるのかどうか。その辺を、ぜひお聞きしたいと思います。

司会 : はい。ご質問ありがとうございます。

理事者 : 何点かご質問がありましたが、35年進めていく中で、例えば市長が変わるこ

とによりまして、ＩＲ事業を途中で止めることになったときの取り扱いにつきまして、私の方からご説明をさせていただきます。

ＩＲ事業につきましては、今回、国に計画を出しますと、当初は認定後 10 年間、その後 5 年ごとに計画を更新していくことになります。その更新のタイミングにおきまして、公益上、必要と認める場合には、認定の更新を行わないということが出来ます。ただ、その場合には、事業者が、現実にかうむった、通常生ずべき損害を事業者にも補償する、そうした協定を考えているところでございます。

理事者：もう一点、地域の治安の関係がご心配だというお話がございました。

地域の治安対策等につきましては、12 ページ、13 ページでギャンブル等依存症対策、治安の対策ということで、説明させていただいておりますけれども、府・市としても、ＩＲ事業者としても、万全の対策をとっていくこととしています。例えば、夢洲には、警察署を新しく設置いたしますが、夢洲内だけではなく、大阪府内の警察官も全体で約 340 人増員しまして、周辺地域ですとか繁華街も含めて、治安が悪化しないように万全の対策をとるということで考えております。

また、ギャンブル等依存症対策につきましても、カジノへの依存防止という観点から、事業者の方では、世界で実績を持っておりますので、その世界の最新事例や事業者の知見、ノウハウを最大限に生かしながら、徹底した対策をとっていきます。また、府・市の取り組みとしましても、予防から回復支援までの全ての段階において、大幅に事業を拡大して、しっかりと対策をとっていきたいというふうに考えております。

質問者 1：業者の方がね、もうやんぴや、言うたときのペナルティなんかは、どうなるんですか。

理事者：募集要項におきまして、事業者の事由による解除というものを設けておりまして、事業者の事由により、解除する場合には、設置運営事業者につきましては、大阪府に対し、実施協定に定める違約金を支払うという旨を定めているところでございます。

具体的な金額につきましては、実施協定の中で定めていくことになってまいります。

司会：では、次のご質問お受けしたいと思います。

質問者2 : 失礼します。私は、1月17日の第4回説明会で、二つ質問したんですが、ホームページに載っている質疑概要の方にも載っているんですが、その質問者8です。

出てくる数字が非常に大きすぎて、その意味がわかりにくいので、私も理解できるように説明してほしい、という趣旨で質問させていただきました。

答えの方も、ホームページに載っていますけれども、私の一つ目の質問については、回答は、日本人のIR全体の来場者は1,400万人を想定し、IRカジノ施設の利用者については、1,070万人程度の利用ということで、ご指摘のとおり、多くの方が利用いただくという想定になっております、ということでした。二つ目の質問については、外国人を含めて、1,600万人程度の利用を想定していますが、平均すると1人1日当たり2万数千円、ただVIPであれば、非常にお金を使う方もいらっしゃいますので、平均するのは適切ではないと思っています、ということでした。後でちょっと計算してみたら、要するに1人1日当たり平均2万6,250円損をする想定だということがわかりました。

しかし、この回答を聞いても、なかなか実際の姿が想像できないんですね。日本人ならカジノ入場時に6,000円の入場料がいて、しかも、第4回の説明会で、私の次に質問した人への回答は、一部、国際空港とか例外があるが、基本的にカジノの広告、勧誘などは、IR区域以外ではできないということになっている、というものでした。

それなのに、IR施設への日本人入場者の殆ど、あるいは、多くがカジノに行くのは、なぜなのか。ここは非常に理解できません。

物の本によると、カジノでは、ギャンブルの掛け金の一定比率をポイントにして還元し、そのポイントを使って、宿泊、飲食、娯楽等が無料、または、格安で利用できるコンプというサービスを展開して、多くの客を誘導し、ギャンブルを経験してもらい、少しでも多くかけさせて、長時間継続させるということで収益を出している、というふうにありました。

質問は、大阪IRのカジノでも、このコンプサービスが予定されているのかどうかということです。

もう一つだけ質問があります。日本人の場合、年間1,070万人がカジノに行くことになっています。入場者の割合から考えると、その日本人は約3,000億円損をするという想定になっているわけですが、6,000円の入場料があるので、1人1日平均3万2,250円の出費です。

もし、1週間に1回、必ずカジノに通って、年間50日通う人は150万以上、週2回、休みの日は全てカジノに通って、年間100日通う人は300万円以上出費することになります。

こういう年間に数百万円損をする、いわゆるカジノ中毒になったような人を

10 万人、20 万人とつくる、それが一番、この想定にあってるんじゃないかと思って、計画案を調べてみました。計画案の評価基準 17 に客の推計方法、日帰り、宿泊、外国人に分けて示してあって、MGMの既存 I R施設での実績、知見を踏まえて、試算するというふうにありました。I R推進局に電話して、カジノ…

司会 : すいません、お時間の関係もございますので、端的にお願いします。

質問者 2 : わかりました。はい。

カジノ入場者を年間 1,600 万、このうち 1,070 万人、カジノ施設の収益が 4,200 億円、この推計の根拠となった、そう示されている試算方法に使った数字を教えてくださいというふうをお願いしたところ、明らかにできないというふうに言われたんです。理由がなかなか理解できないんですね、この場合もう一度、推計の根拠となった数字を明らかにできない理由を、私にわかるように説明していただきたい。これが質問です。以上です。

理事者 : まず、コンプの提供があるのかどうかというご質問に対して、お答えさせていただきます。

I R整備法では、一定の規制のもと、コンプの提供ということも想定されております。ただし、著しく射幸心をそそらないことや違反行為を助長、もしくは誘発しないものであることなど、一定の規制がされております。I R事業者におきましては、今後、コンプ提供も含めて、カジノ行為の全般につきまして、その業務方法書などで、カジノ行為の詳細を構築していくということになります。その過程で、府・市としましても、こういった規定に外れていないかなどについて、チェックしながら、進めていきたいと考えております。

理事者 : 私から、来訪者数や売り上げについて、ご説明させていただきます。

来訪者数や売り上げにつきましては、区域整備計画の本体の評価基準 17 などでお示ししているところでございます。

具体的には、施設ごとの初期投資額や国内日帰り、国内宿泊、海外に分類した上での I R来訪者数を見込み、I R区域内外における来訪者の消費額、それに加え、1 人当たりの消費額、また建設フェーズ、運営フェーズにおける地元調達額の産業分類ごとの内訳、建設時、運営時の経済波及効果、雇用創出効果などについて、それぞれの算出の考え方、方法等の詳細も含め、細かくお示させていただいているところでございます。

なお、それ以上の詳細な情報の取扱いにつきましては、事業者等の知見、ノウ

ハウ、これまでの実績などに基づく法人の情報等になりますので、それらにつきましては、条例等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

司会 : はい。では次のご質問いただきしたいと思います。

質問者 2 : (聞き取れず) この場は説明会ですよ。例えば、日本人で言うと、1,400万人のうち、1,070万人がカジノに行く、これをどういうふうに日帰りと、この近畿圏、多分3時間以内の近くから来る人、宿泊をする日本人、それから外国人というふうに、こうなっていて、そのうちのほとんどの人が、カジノに行くという想定がどうやってやってるのか、要するに、その人口と、多分そのうち何パーセントぐらいが行く、1年に何回ぐらい行ってる、そういうのを集計して、出してると思うんですけど、結果は出てるわけですよ。結果これだけ来ます。やり方も書いてあるわけですよ。だったら、その、こうやってやりましたというこの方法に合わせて、これだけの人がいて、何パーセント行って、大体、一人が何回行くからっていうことを、教えてもらったら。要するに、それは秘密ってことですか。IR推進局が知ってるってことは、吉村さんも松井さんみんな知ってるのに、それは隠して、やろうとしてるっていうことなんですか。今、答えられた意味がよくわからない。

理事者 : 補足で説明させていただきます。

今、担当が説明したのは、計画の本体に、経済波及効果であったり、我々が示している色んな効果、あるいは来場者数等、出せるものについては、全て、根拠になる数字はお示ししています。

お出しできていない部分とはどういうことかという、それは企業が、これまで事業で蓄積してきたノウハウにかかる部分になります。これについては、条例等でオープンにできない部分がある、それは、条例でも認められている部分ですので、そういったところについては、これは条例に基づいて、お出しできない部分もあります。こういうご説明を、今、させていただいたということでございます。

出せるものについては、お出ししてますけれども、その条例に基づいて、お出しできないものについては、お出しできない。そういう仕組みになっております。

司会 : はい、ありがとうございます。では、次のご質問をお願いします。

質問者3 : すいません。ギャンブル依存症対策ですけども、例えば、大阪市、大阪府に、どれだけのギャンブル依存症者がいて、どういうふうな対策がとられてるんか。取られてるんですか、今。私、大阪市のOBなんです。生活保護の仕事に携わってきました。生活保護事業者の中にも、やはり、ギャンブル依存症で、破滅の人生を送ってこられて、行き着いたところが生活保護という方もいらっしゃる。大阪市、大阪府の生活保護受給者のうち、どれぐらいの人がギャンブル依存症によって生活保護に至ったのかどうか、把握されてますか。そして今、現場でね、保健所や区役所、保健福祉センターですね、そこで、対応してるのは誰なんですか。保健師ですよ。精神保健相談員。24区で何人います。把握してるでしょ、それぐらい。どれぐらいの数。ギャンブル依存だけちゃうよ。依存症と言うたら、薬物もあるし、飲酒もあるし、いろんな依存症はあるけども、それに対応できる医療機関がどれだけあるか知ってる。ちょっと1回示してよ。これから、充実させていく言うけど、現状できてないことが、できるはずないんちゃう。それとも、その辺どう考えてんの。絵に描いた餅でしょうが。医療保健福祉センター、精神保健福祉センター、保健所、市町村、どんだけのマンパワーが、この間の市長さん、府知事さんに減らされてきたんか。あなた方もよう知ってはるやん。生活保護受給者が、大阪市、一番多い、受給者が多い街ですよ。今後、どれだけ増えていくんか、そんなの算定してるでしょう。どれだけの社会的経費が必要なんか。それはわかるでしょうが。

あと、もう1つ。MICEしょぼいな。俺もうちょっとすごいかなと思って、数字を見て呆れかえったというか、例えば、グランキューブ大阪、延床面積どれだけあんの。インデックスどんだけあんの。それよりも、はるかにしょぼいんちゃう。そんなんも教えてください。

市長さんや府知事さんは、二重行政あかん言うてきはったんや。これも最たるもんちゃうの。箱物行政、あかん、あかんいうて、箱物行政のそのものや。ちょっといろいろ教えてください。最後に一つ。

司会 : すいません、時間が無いので最後に一つだけということで。

質問者3 : 最後に一つ。公聴会、普通、説明会が終わってからあるもんやと思ってたんやけど。もう公聴会終わってんねん。これから、ここで、僕が聞いたことを、学んだことを、学ばせてもらったことを、また、そこで主張する場面がないというのは、非常に悲しい。おかしい。これはもう、日程ありき。市会、府議会、国の日程、国に対する申請の日程、そこありきでしか考えてないように思います。以上。

理事者 : まず、現状のギャンブル等依存症対策に関してのご質問です。

現状、大阪府に、どれだけギャンブル等依存の方がいらっしゃるかということにつきましては、昨年度、大阪府で調査し、今年度、分析・集計等をしておりまして、今年度中には、その数字をお示しできるように担当部局の方からは聞いております。

国としましては、この I R の議論を契機としまして、ギャンブル等依存症対策基本法が平成の 30 年に成立しておりまして、この法律に基づいて、大阪府でもギャンブル等依存症対策の推進計画を令和 2 年の 3 月に策定しております。この計画に基づきまして、予防啓発、治療体制の拡充、回復支援の拡充などを、現在も順次進めているところでございます。

さらに、今回、区域整備計画を取りまとめましたけれども、この I R を設置するに当たりましては、さらに、ギャンブル等依存症対策を徹底してやっていかなければいけないということで、ご紹介させていただきましたけれども、大阪府・市行政としても、予防から治療体制の拡充、専門医療機関などの拡充ということも含めまして、回復支援までの途切れない取り組みということで、大幅に事業を拡充して、しっかりと取り組んでいきたいという考えでございます。もう一つ、公聴会と説明会の日程関係のことでございますけれども、公聴会につきましては、12 月 23 日に区域整備計画案を発表させていただきまして、そこから公聴会の申し込みを 2 週間強取らしていただきました。

内容につきましては、区域整備計画案、そして概要版をホームページに掲載させていただきまして、皆様どなたでも、ご覧いただけるような形にさせていただきました。

説明会につきましては、それとは別途、引き続き皆様にできるだけ内容をご説明したいということで、公聴会やパブリックコメントの終了後も、引き続き開催するという日程を組まさせていただいたということでございます。

理事者 : あと一点、M I C E のご質問があったかと思いますが、本日ご説明させていただきましたとおり、国際会議場につきましては、最大収容人員が 6,000 人、施設全体で 1 万 2,000 人以上の規模、展示場につきましては、2 万平米という規模を計画しておりますけれども、ご質問のありましたグランキューブにつきましては、収容人数が約 2,800 名程度、インテックス大阪につきましては、7 万平米という規模になっているところでございます。

ただ、今回、I R の中ではこういう国際会議場と展示場、ホテル、エンターテインメントなどが一体となったオールインワン M I C E 拠点、そうしたものが大阪の強みとなりますので、こうした機能を生かしまして、新たな M I C E の

誘致に取り組んでいきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

司会 : はい。ご質問、ありがとうございました。では、次ご質問いただきたいと思います。

質問者 4 : それでは聞かせていただきます。まず、一つ。初日、僕、説明会行きました。当然、2日目、3日目と色々意見が出てくる。
2日目も行かしてもらったんですけども、その時、僕お願いしたんですけどね、僕、ホームページ見れないんですよ。
さっきから、ホームページホームページって、あんた言うてはるけどさ。あんた言うてはるけどさ、僕見れないんだわ。その時言ったのは、ちゃんと、2回、3回、4回、5回、6回続けていくな、文字起こしして紙で出さないよと。前回こういう意見がありましたよと、そして、こう答えましたよと。そうしたら、重複しないんですよ、同じことやったらね。
わからないから、また聞かないといけないんですよ。
今から聞きますけど、なんで、負担する費用の話をしないんですか。
新聞紙上にも載ってるわけですよ。790億円とかいう話が、ポロッと出てきてるわけじゃ。他にも、いっぱい説明の中にもありましたけども、例えば、埋め立てするとか観光道路を作る、高架道路を作るとか、鉄道のインフラのお金、夢洲の幹線道路のお金、東交差点の立体化、此花大橋6車線化、これ金額言いませんよ。夢洲の大橋6車線にします、消防の拠点します、夢洲の駅周辺もやります、I Rの土地の土壌改良、これ、I Rの人だけに特別なんですよ。
普通は、自分で買った土地は、自分で管理せえよ、ということやってたのに、博打場のところだけは、特別にやる。
地下鉄の輸送量増強したいから、車両の置き場の拡充、夢洲の用地の嵩上げもやります。会場建設費、万博ですね、これは。それも全部含めて、ものすごいお金使うんでしょう。違うの。なぜそれを出さないの。あんたら、さっき、説明してた人誰かな。遠いから見えへんねんけど。説明した時に、そんな話、一個もしないでしょうが。だから、こういうことも出さないよって。前お願いしたいんですけど。先ほどの話もそうですけど、一番、最初に質問された方、韓国のカンファド。あなた、見に行った。見に行った人、そこで手挙げてな。誰もおらへんの。韓国のカンファドだけは、韓国におられる人、韓国人じゃないですよ、韓国におられる人は、入ってもいいと。他は、全部外国の人ですよ。韓国で27のカジノがあるんです。

司会 : すいません。時間の関係もありますので、簡潔にお願いに行きますでしょうか。

質問者 4 : わかってる。わかってる。もう終わるから待つて。ちゃんと答えへんから、長なんねや。見に行った人おるの。行ってる人たちの6割、依存症なんですよ、になってしまうんです。見に行った。そういう実態も含めてね、話をしないと。夢物語ばかり言ったら、駄目ですよ。

そしてね、もう一つ言うけど、松井さん。790億の話出たときに、そろばんよう弾かんのかと、ツイッターで叫んでましたけど。そろばん弾いたんやったら、大阪市がなんぼ金出すんか言いなさいよ。2,400ほど出すんでしょ。なぜ隠すの。だからね、僕だって言いたくないこと言いたくなるわけ。大阪府にね、金がないといい、大阪市の金をパクってでも出さすわけでしょ。そういうことをね、言いなさいよ。

最後に一つだけ言います。森友問題があった時に、●●さんという公務員の方、おられました。あの人が、ずっと言うたのは、僕の雇い主は国民です、と言いました。その姿勢に、あなたたちも立ちなさいよ。府民ですよ、わたし。真摯に回答しなさい。そういうことです。

理事者 : ありがとうございます。まず、ホームページが見られないという件、大変ご不便おかけして申し訳ございません。今後の事務を進めるに当たりまして、参考にさせていただきたいと思います。

カンウォンランドのお話でございました。カンウォンランドにつきましては、どういった状況にあるかというのは、文献等で私どもも認識はしております。カンウォンランドにつきましては、ギャンブル等依存症対策をせずに、地域の復興ということで、とりあえずカジノを呼んできた、それによって、その周辺にギャンブルの依存症の方が集まってこられた、というような状況になったと一般的には言われています。

質問者 4 : 間違ったこと言うな、ちゃんとやってんの。ちゃんとやっても6割が出るの。

理事者 : 一方で、シンガポールの例を見ますと、カジノのオープンにあたりまして、事前にカジノ依存の防止策を徹底的に行うということとあわせまして、国を挙げて、予防から回復支援、治療体制の拡充ということをやってまいりました。カジノのオープン前後を見ますと、依存症と疑われる方の割合が減っているというようなデータもございまして、私どもとしましては、そういった好事例を参考に、徹底した依存症対策を取りながら、進めていきたいというふうに考えております。

質問者 3 : 医療機関どれだけあるかわかってるのか、こたえてもらってない、言えるのか。

理事者 : 申し訳ございません。先ほど、回答漏れておりました。

ギャンブル等依存症の専門医療機関を指定する制度がございまして、その指定の医療機関で言いますと、今、大阪府指定の専門医療機関としては、4つのクリニック・病院、大阪市の専門医療機関は3つあります。そのうち一つは重複しております。枚方市にある大阪府精神医療センター、富田林市の結のぞみ病院、高槻市にある阿武山クリニック、東大阪の辻本クリニック、市内に藤井クリニック、にじクリニックが、大阪府・市で指定しているギャンブル等依存症対策の専門機関です。これは、大阪府・市の方でも公表しております。これらの専門医療機関につきましても、今後、拡充に向け取り組んでいくこととしています。

理事者 : 続きまして、夢洲のインフラ整備に係る費用についてでございます。

令和3年度予算の公表時に、大阪港湾局において、今後、1,000億程度かかるという試算を出させていただいているところです。

それから、また、2月に令和4年度の予算を改めて、港湾局の方から発表させていただきますが、それについては、もうしばらくお待ちいただければと思います。

それから、昨年12月8日に大阪市の大規模事業リスク管理会議を開きまして、今後の大阪港埋立事業の将来の長期収支見込みを発表させていただいております。それによりますと、夢洲のインフラ整備に係る2021年度以降の費用見込みといたしましては、2,482億円を見込んでいるところでございます。

そちらにつきましては、12月8日大規模リスク管理会議のホームページで資料、議事録を載せておりますので、またご覧いただければと思います。

司会 : では、次のご質問をお願いします。

質問者 5 : すいません、大阪府民のものです。

お伺いしたいのは、夢洲の土地は、ダイオキシンですとか、この間も質問したんですけども、ヒ素、フッ素、鉛が基準値以上出ていること、それから2006年以前は、ほとんど規制がないために、どのような産業廃棄物が埋まってるかわからないという土壌であること、それから、1区には橋下さんの時に、岩手県の瓦礫焼却を行ったところがありますね。それがあるというのが、私は、すごく懸念材料として思っています。

もし、日本国内、あるいは大阪の近辺で、大規模な地震が起きた時に、どのようなことが起こるかわからないと思います。その時に、全責任を負うのはＩＲ推進局なのでしょうか。

理事者：今、夢洲に、ヒ素、フッ素等が、というお話がございました。これにつきましては、1 ページ右側に、夢洲の簡単な図がございます。一番西側のところを1 区と言っております。ここが、一般廃棄物の処分場でございます。この中に、先ほどご指摘もございましたように、岩手県からの瓦礫も入っているということでございます。ただ、これにつきましては、表面部分を適切に処理しております。またＩＲの区域から離れているというような位置関係でございます。ＩＲの位置につきましては、その、さらに右側、破線で示している黒いところですが、ここがＩＲの区域です。その下が、万博のエリアということになります。ここにつきましては、大阪港の港内で浚渫した土砂を埋め立てていまして、その上に、市内から発生した建設残土を入れております。

これらについては、それぞれ法律がございまして、略して申し訳ありませんが、海防法と土対法のそれぞれに基づいて、適切に処分をしているところでございます。

今回の汚染問題につきましては、この海防法と土対法で基準が違っていて、海防法の基準で埋め立てた浚渫土砂を、いざ土地開発していくということになりますと、土対法の基準が適用されて、土対法のほうが厳しい基準ですので、汚染が判明したということでございます。

ただ、これにつきましては、自然由来のヒ素、フッ素でございまして、適切に対応することで、健康被害も少ないと聞いています。土地関連に関しましては、以上になります。

質問者５：私が、今言っているのは、表面の自然由来といわれる、既に処理が終わっている場所ではなく、2006 年以前に入っている、規制が何もない土砂というのが、もっと下にあるはずなんですね。

それで、今、データとして出てるのは、10 メートル、13 メートル、17 メートルまでの検査値しか出ていません。そして、テクノポート線の駅舎部分 1 ヶ所だけでしか計測してません。これから、建設が始まる時に、どういうものが出てくるかはわからないはずなんですね。

50 メーターとか深いところまで掘ったら、どういうものが出てくるかわからないはずなんです。その時に、深くまで掘って、それから作ったものが、どういう物質が出てくるかわからない。工事をしてる人が、被害を受けるかもしれない。それから例え、そこでスルーしたとしても、そこに来場した人が、何ら

かの健康被害を受ける可能性はある。

もう一つは、先ほども言いました地震、それから災害、どういう災害があるか、これからわかりません。そういう際に、私が、大阪市環境局から聞いたのは、1区の瓦礫については、銅板のようなもので覆ってあるから大丈夫だと言ってたんですけど、地震でそれが割れたら、どういうことが起こるのでしょうか。その時に、IR推進局は全責任を負うのでしょうか。

理事者 : 先ほど、ご質問がございました、ヒ素、フッ素による健康被害の件でございますが、それにつきましては、将来的に、表面につきましては、舗装等で覆っていくということでございます。

それから、地下水の飲用利用もないということで、健康への影響も少ないのではないかというふうに考えられます。

それと、工事中につきましても、粉塵対策を適切にやっていくなど、管理をしっかりしていくということを考えてございます。以上でございます。

司会 : はい、では、次のご質問いただきたいと思います。

質問者6 : 2019年8月29日に、松井市長が記者会見して、そしてカジノの夢洲について、アセスメント法という法律があるんですね、環境影響評価法という法律、各自治体は、それに基づく条例を持ってるんですけども、そのアセスメントを事業者が決まる前に、前倒しでやりますと。そういう具合に記者会見で言うてるわけですね。

それがアセスメントやられたのかどうか問題はですね、この資料の中にも、色々、防災のことが書かれておりまして、先ほどの説明の中で、いわゆる南海トラフの巨大地震。このことは、さらりと触れましたけども、これは、この大阪市の地域防災計画の中で、この南海トラフに伴う津波の死者12万人、西大阪地区は、ほぼ全部水没する。市内の3分の1が浸水する。そして、7,000棟が火事も起こるんで全焼する。30万棟が全半壊する。こういうことがね、市の防災計画の中にも触れられてるわけですね。これ、南海トラフの地震ですけども。

要するにアセスメント法、こういう事業をやる場合に、事前にそういう事業をやった場合に、地質や大気やあるいは水質、周辺環境、どういう影響が出てくるかということを調査して、その結果を有識者、第三者が検証する、公表する、そういうことが、このアセスメント法という法律なんですけども、こういう法律がね、やられたんか。

それで、先ほど、説明では、夢洲のカジノの島は、色々杭を打って、色々防災

計画すると書いてるけど、大阪市内は、こういう市の防災計画の中で、こういう実態になっとんのに、大阪市内はどうするんやと。この 280 万市民の命よりも、この夢洲の方が大事なんか。

アセスメントの中には、こういった淀川の氾濫というのものもあるわけですけども、そういった南海トラフの、この巨大地震、国も来る確率がね、最近 10% 引き上げて 90% になったわけですね。これが、この整備計画の中に、反映されているのか。ほんで、市長はそれを前倒しでやるといった。

司会 : すいません。時間の関係もありますんで、端的にお願いします。

質問者 6 : 法律にそういうことが定められており、市条例でもアセスメント条例がある。これが、やられたのかどうか、やられてない前に、この整備計画に基づいて、国に上申するということであれば、法律違反、条例違反になると思うんですがどうですか。

理事者 : 今、ご質問ございました環境アセスメントの件でございますが、ご意見のとおり、学識経験者の意見、あるいは住民等の意見を聞きながら進めていくことが重要でございます。

そのため、今後、大阪市環境影響評価条例に基づきまして、I R 事業者が主体となり、事業の進捗に合わせて環境アセスメントを実施していくという手続きになっております。

まだ、区域認定の手続き等も終わってございませんので、I R 事業者が、今後、環境アセスメントを実施していくということでございます。

司会 : では次のご質問。

すいません、時間の関係もありますんで、最後お 1 人お願いしたいと思います。

質問者 7 : 全然、答えになってない答えされても、非常に困るので、ちょっとポイントを絞って聞きたいと思います。さっき、こちらの方の質問にも、ちゃんと答えてませんし。

まず、夢物語みたいな計画案なんですけど、これ、夢洲のことばかりで、大阪市内とか周辺都市に在住してるところにかかる負担っていうのを、全然考えてないん違うかと思ってるんです。

災害だけのことじゃなくって、危機管理レベルで言うそうですね、自然災害、火災、事故、急病と色々あるわけですよ。

この、第 1 回目の説明会の資料、見ましたけれども、要するに夢洲内で観光客

が病気とか、そういうふうになったらどうするんですかというのが、周辺の都市に分散して依頼する、みたいな話を書いてあるんですけども、1日5万4,000人以上、平均してですよ、来場予定してるわけですよ。一つの街になってるわけで、これが、24時間ずっと稼働してるわけですよ。急病とか、今みたいなコロナ対策なった時、今でも大阪市内、もう医療破綻してるじゃないですか。これについて、どうして夢洲内に、医療、消防、レスキュー、こういった災害対策の機関を設置しないのか、また、医療従事者とか、そういうものを設置しないのか、そういうことを聞きたいんですけども。答えにならない答えを言われるので、ポイント3つに絞って、とりあえず、どうなのかだけ聞きたいです。

この都市計画する時に、こういう医療機関であったり、危機管理のための機関、医療従事者等々の専門家、これを設置する、または、意図的に設置しないことにしたのか、あるいは設置することなど考えてもいなかったのか。どちらでしょう。

二つ目、大阪市の都市計画局が関わってるとしたら、非常に恥ずかしい都市計画ですよ。だから、IR推進局に都市計画の人間が、職員が、何名おられたのか。また、その職員から、こういうふうなことは、発言されなかったのか、提案されなかったのか。それについてお聞きしたいです。

理事者 : まず一点、お話の中でございました消防、レスキューの話なんですけども、今回、このIRの整備に向けまして、夢洲の中に、新たに消防拠点施設を整備する予定としております。人数につきましては、40人体制で計画しております。将来的には2期、3期と整備されていきましたら、体制も拡張するなど、夢洲での消防機能を確保していきたいと考えています。

あと、都市計画の変更、元々、この夢洲につきましては、港湾、物流といった機能でございましたけども、今後、このIRをはじめ、2期3期と国際観光拠点にしていくにあたりまして、都市計画の変更をしておりますが、今、おっしゃっておられました、医療機関の設置を、なぜ入れなかったのかという点につきましては、私どものIR推進局の方では、その点については、お答えすることができません。申し訳ございません。

質問者7 : 答えられないって、どういうことなんですか、その答えられない理由は。それと、都市計画局の職員がいてんのか、いてへんのか。聞いているじゃないですか。

理事者 : IR推進局に、都市計画局の職員がいてるか、というご質問かと思うんですが、

おりません。

理事者 : 今のご質問の中で、医療機関のお話ありました。
それは、我々としては、ご意見として受けとめたいと思います。おっしゃるように、多くの人が集まる場所ですから、いろいろ必要な機能というのはあると思います。
それは、これから、我々も議論しながら、いざという時に、問題のないように、しっかりと対応していきたいと思ってます。

司会 : ご質問ありがとうございました。
では、以上をもちまして本日の説明会終了させていただきます。皆様におかれましては、最後までご参加いただきありがとうございました。

※参加者のご発言について、一部、確認できない箇所等があり、正確性を欠く場合があります。ご了承ください。